

笠岡市新病院建設工事設計業務委託について、次のとおりプロポーザルを実施するので
公告します。

笠岡市病院公告第 1 号

令和 5 年 12 月 12 日

笠岡市立市民病院 笠岡市病院事業管理者 宮阪 實

笠岡市新病院建設工事設計業務プロポーザル実施要領

1 本プロポーザルの目的

当院が建設を予定する新病院建設工事の設計業務にあたっては、公平性、透明性を図りながら、適正な予算の範囲内でより優れた設計者を選定するため、プロポーザル方式を採用する。

2 事業概要

(1) 事業名

笠岡市新病院建設工事設計業務

(2) 事業主体

笠岡市立市民病院

岡山県笠岡市笠岡 5628-1

(3) 事業支援者

特定非営利活動法人 健康都市活動支援機構

千葉県市川市高石神 33-20

本事業に係る病院建設支援業務を特定非営利活動法人 健康都市活動支援機構（以下「機構」という。）に委託している。本プロポーザルに関し、事業主体からの指示に基づいて機構からの助言、指示等が行われた場合はこれを事業主体によるものとして対応すること。

(4) 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(5) 業務委託費

「笠岡市新病院基本計画（令和 5 年 7 月）」参照

3 新病院建設の概要（※詳細については、「笠岡市新病院基本計画」参照）

(1) 病床数 99 床

（内訳） 一般病床 60 床（内、地域包括ケア病床 34 床）、療養病床 39 床

- (2) 新病院の延床面積は 6,630 m²程度を想定。
(内訳)
新病院棟は 5,760 m²を提案面積の上限とする。
既存南棟は 870 m²程度であり、改修する。
新病院棟と既存南棟を渡り廊下にて接続する。
- (3) 新病院棟の主要構造は設計者の提案による。既存南棟の主要構造は鉄骨造。
なお、地質調査の結果等を踏まえ実現可能性のある地震対策技術を設計の中で検討すること。
- (4) 診療科目は内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、外科、整形外科、産婦人科、泌尿器科、皮膚科、眼科、小児科、放射線科、リハビリテーション科。
- (5) 概算事業費は約 37.5 億円※以内を想定（消費税及び地方消費税を含む）。意匠・構造・設備・外構・改修の設計内容は、この事業費を必ず守ること。
※ 新病院棟建築工事、機械設備工事、電気設備工事、既存南棟改修工事、外構工事、駐車場工事、解体工事を含む。
※ 用地取得費、測量費、地盤調査費、土壌及び建材等に含まれる有害物質等の設計関連調査費、土壌汚染対策費、アスベスト対策費、医療機器、家具什器、医療情報システム整備費は除く。
- (6) 新病院棟の開院時期は令和 8 年度末を想定。
既存南棟改修工事完了は令和 9 年度中。
解体、外構、駐車場工事を終えたグラウンドオープンは令和 10 年度中を目標としている。

4 新病院の建設場所

- (1) 建設地は笠岡市笠岡 5628-1 ほか（現病院の土地に専門学校跡地（5628-22、-40）及び教育会館敷地（5628-21）を加えた土地を敷地とする。）
- (2) 敷地面積は 13,917.62 m²（登記上面積）
- (3) 用途地域：第 1 種住居専用地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）ほか
- (4) 駐車場は患者駐車場として 100 台程度（身体障害者等用駐車場 6 台を含む）、職員駐車場として適宜整備すること。その他救急車停車場、公用車駐車場 5 台程度、タクシー乗場・停車場、搬送車停車場、消防車停車・活動場等を確保すること。なお、バス停は国道に設置するため敷地内には整備しない。
※ 現病院の解体後に駐車場等整備を行う。
- (5) その他、駐車場のほかに外構、外灯等の整備を行う。

5 委託業務内容

本業務は、実施設計段階から施工業者が技術協力で参画する E C I 方式とする。次の(1)～

(5)の成果物については、「平成31年国土交通省告示第98号」、「岡山県調査、設計、測量業務等共通仕様書」に準じるものとし、E C I方式での発注に伴う設計図書、仕様書等の作成を含むものである。

(1) 新病院建設工事に係る基本設計業務

- ① 設計条件等の整理
- ② 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- ③ 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査・検討及び関係機関との打合せ
- ④ 基本設計方針の策定
- ⑤ 基本設計図書の作成（新築（渡り廊下を含む）・改修の建築工事、電気設備・機械設備工事、解体工事、外構工事の設計を含む）
- ⑥ 概算工事費（概算事業費以内）の算出
- ⑦ 設計内容・資料の事業主体等への説明等

(2) 新病院建設工事に係る実施設計業務（E C I発注に必要な標準外業務を含む）

- ① 事業主体の要求等の確認（施工者の技術提案の評価と採否の検討を含む）
- ② 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- ③ E C I発注に必要な詳細図の作成
仕上げ表、建具表、設備諸元表・設備プロット図（電気・衛生・空調）、断面図（主要箇所の階高、天井図、床下げ等の明記）、その他積算等に必要な資料
- ④ E C I発注にかかる要求水準書の作成
- ⑤ 施工者選定のための技術協力（施工者提出の見積内訳の査定を含む）
- ⑥ 実施設計方針の策定
- ⑦ 実施設計図書の作成（新築（渡り廊下を含む）・改修の建築工事、電気設備・機械設備工事、解体工事、外構工事の設計を含む）
- ⑧ 施工者の変更工事費金額と物価上昇金額の査定
- ⑨ 実施設計内容の事業主体等への説明

(3) 解体工事に係る設計業務

- ① 事業主体からの要求等の確認
- ② 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- ③ 基本設計・実施設計方針の策定
- ④ 基本設計・実施設計図書の作成
- ⑤ 工事費の積算
- ⑥ 基本設計・実施設計内容の事業主体等への説明

(4) その他関連業務

- ① 院内各部署とのヒアリングと説明の実施
- ② 搬送計画策定のための支援
- ③ 開発協議、土壌汚染対策、既存建物解体の地下構造部分の取り扱い、地中埋設物（予

期できないものも含む) への対策等の資料作成

- ④ 既存建物のアスベスト調査・新築建物の電波障害調査
- ⑤ コンピュータグラフィック等の作成
- ⑥ 完成予想模型等の作成
- ⑦ 各種説明会（住民参加説明会等）への参加及び必要な資料の作成
- ⑧ 打合せ議事録の作成
- ⑨ 医療法等の届出書類等の作成の支援
- ⑩ その他設計業務に必要な業務

6 参加資格及び条件

参加者は、次のすべての条件を満たさなければならない。なお、共同企業体での参加も可とするが、その場合は、共同企業体の代表構成員が次の条件の内(1)を満たすこととし、共同企業体のすべての構成員が次の条件の内(2)から(8)を満たすこととし、共同企業体が次の条件の内(9)から(11)を満たすものとする。

- (1) 一般病床数50床以上または3,000㎡以上の病院の新築または大規模な改築（一部を除く）の基本設計及び実施設計業務を元請として過去15年間に受託し履行した実績を3件以上有すること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者とする。なお、当業務を受託した場合は資本関係のある会社は施工を請け負うことはできない。
- (3) 本業務における他の設計共同企業体の構成員でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (5) 令和5年度「笠岡市測量、建設コンサルタント業務等委託契約指名競争入札参加資格者名簿」に登録されている者であること。登録されていない場合は、参加申請書提出までに登録が完了していること。
- (6) 本プロポーザルの公募開始日から契約締結日までに、笠岡市から指名停止処分を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。ただし、これらの申立てがなされた場合であっても、公告の日の前日までに裁判所から更生または再生計画の認可決定を受けている者。
- (8) 賦課されているすべての税（国税、岡山県税、笠岡市税）に滞納がないこと。
- (9) 総括責任者及び意匠・構造・電気設備・機械設備の各主任技術者は、参加者または共同企業体の構成員から選任すること。一般病床数50床以上または3,000㎡以上の病院の新築または大規模な改築（一部を除く）の基本設計及び実施設計業務を、過去15年間に履行した実績を3件以上有すること。なお、当該実績は個人経歴としての

実績で可とする。また、各主任技術者については、他の分担業務分野の担当技術者を兼務していないこと。

- (10) 総括責任者及び意匠主任技術者は、一級建築士の資格を有する者とし、本業務が完了するまで配置すること。
- (11) ZEB プランナーであること。共同企業体の場合は、構成員に ZEB プランナーを含むこと。

7 実施スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとする。

内 容		日 程
参加受付	プロポーザルの公告	12月12日(火)
	現地見学会	12月18日(月)または 12月19日(火) 予備日(12月20日(水))
	参加申請に関する質問書の提出期限	12月22日(金)正午必着
	参加申請に関する質問書の回答	12月28日(木)
	参加申請書の提出期限	1月5日(金)正午必着
一次審査 (予定)	一次審査(書類審査)	
	一次審査結果通知、技術提案書の要請	1月16日(火)
二次審査	技術提案書作成に関する質問書の提出期限	1月29日(月)正午必着
	技術提案書作成に関する質問書の回答	2月5日(月)
	技術提案書の提出期限	2月22日(木)正午必着
	二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	3月上～中旬 (別途通知します)
	二次審査結果通知	二次審査後すみやかに

8 現地見学会

(1) 日程

12月18日(月)、19日(火) ※予備日20日(水)

10:00～11:30、13:30～15:00、15:30～17:00 のいずれかの時間枠で開催。

(2) 実施方法・予約方法

- ・現地見学会は予約制とし、1社ずつ行う。
- ・建設予定地及び既存病院の見学を行う。
- ・現地見学会の参加を希望するものは、下記の予約可能期間に電話で予約すること。

予約可能期間：12月12日(火)～15日(金) 9時～16時30分

連絡先：笠岡市 病院建設推進課 担当：斎藤、川崎、塩飽

TEL : 0865-69-1144

(3) 注意事項

- ・現地見学会における質疑は受け付けない。質疑は次項「参加申請に関する質問書の受付と回答」によるものとする。
- ・現地見学者は1社当たり5名以内とする。
- ・現地見学者は、当日検温すること。なお、体温が37.5度以上ある者は不可とする。
- ・現地見学の際はマスクを着用すること。
- ・写真撮影は可とするが、人物、書類その他個人の肖像権や個人情報等機密情報が写りこまないようにすること。

9 参加申請に関する質問書の受付と回答

(1) 提出書類・提出方法

質問書（様式6）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

質問内容等を記載の上、電子メールで提出すること。電話等の口頭での質問は受け付けない。

(2) 提出期限

12月22日（金）正午必着

(3) 提出先

〒714-0081 岡山県笠岡市笠岡 5628-1

笠岡市立市民病院内 笠岡市 病院建設推進課 担当：斎藤、川崎

TEL : 0865-69-1144 E-Mail : byouinkensetsu@city.kasaoka.lg.jp

(4) 質問書に対する回答

回答は笠岡市ホームページ及び笠岡市立市民病院ホームページにて公開する。

10 参加申請書の提出

(1) 提出書類・提出方法

- ① 参加申請書（様式1）
- ② 事務所の概要（様式2-1）
- ③ 技術職員の状況（様式2-2）
- ④ 事務所の業務実績（様式3-1）
- ⑤ 事務所の業務実績の詳細（様式3-2）
- ⑥ 当設計への取組姿勢（様式3-3）
- ⑦ 本業務に対する担当者の想定従事日数（常勤換算）（様式3-4）
- ⑧ 総括責任者及び各主任技術者の実績（様式4-1）
- ⑨ 総括責任者の業務実績の詳細（様式4-2）

⑩ 協力事務所の概要（様式 5）

⑪ 国税、岡山県税、笠岡市税それぞれについて滞納がない証明書

※ 上記①～⑪を一式として、正本 1 部、副本 15 部を持参または郵送で提出すること。

※ 電子媒体（CD-R 等）による電子データでも提出すること。

(2) 提出期限・方法

1 月 5 日（金）正午必着

(3) 提出先

〒714-0081 岡山県笠岡市笠岡 5628-1

笠岡市立市民病院内 笠岡市 病院建設推進課 担当：斎藤、川崎

TEL：0865-69-1144 E-Mail：byouinkensetsu@city.kasaoka.lg.jp

11 技術提案書作成に関する質問書の受付と回答

(1) 提出書類

質問書（様式 6）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

質問内容等を記載の上、電子メールで提出すること。電話等の口頭での質問は受け付けない。

(2) 提出期限・方法

1 月 29 日（月）正午必着

(3) 提出先

〒714-0081 岡山県笠岡市笠岡 5628-1

笠岡市立市民病院内 笠岡市 病院建設推進課 担当：斎藤、川崎

TEL：0865-69-1144 E-Mail：byouinkensetsu@city.kasaoka.lg.jp

(4) 質問書に対する回答

回答は二次審査対象者全員に電子メールで通知する。

12 技術提案書の提出

(1) 提出書類・提出方法

① 技術提案書提出届（様式 7）

② テーマに対する提案書（様式 8）

③ 設計費見積書（様式 9）

※ 見積書は合計金額及び委託業務種別ごとの内訳が分かるように記載すること。

※ 上記①～③を一式として正本 1 部、副本 20 部を持参または郵送で提出すること。

※ 副本には事務所名等を記載しないこと。

※ 電子媒体（CD-R 等）による電子データでも提出すること。

(2) 提出期限

2 月 22 日（木）正午必着

(3) 提出先

〒714-0081 岡山県笠岡市笠岡 5628-1

笠岡市立市民病院内 笠岡市 病院建設推進課 担当：斎藤、川崎

TEL：0865-69-1144 E-Mail：byouinkensetsu@city.kasaoka.lg.jp

13 審査に関する事項

(1) 一次審査及び結果の通知

- ① 日時：1月16日（火）
- ② 選定方法：書類審査とし、上位4者程度を一次審査通過者として選定する。
- ③ 審査基準：次の審査項目の評価点を基に行う。

審査項目	審査の視点	審査の基準	配点
事務所の 評価	事務所の 実績	過去15年間に元請として受託した件数	20点
	当設計への 取組姿勢	当病院の状況の理解と取組に対する姿勢・ポイント（特にコストを守る取組について）	20点
総括責任者 及び各主任 技術者並び にチームの 評価	チームの取組 姿勢	本業務に対する担当者の想定従事日数（常勤換算）	10点
	技術資格者の 配置	総括責任者及び各主任技術者の経験年数（5人×3点）	15点
		総括責任者及び各主任技術者が有している資格保有状況（5人×2点）	10点
担当者の実績	総括責任者及び各主任技術者が過去15年間に従事した実績（5人×5点）	25点	
合計			100点

- ④ 結果の通知：一次審査終了後、一次審査対象者全員に文書等で通知する。

(2) 二次審査及び結果の通知

- ① 日時：二次審査対象者に別途通知する。
- ② 場所：二次審査対象者に別途通知する。
- ③ 審査委員会：審査委員会の委員は10名程度で組織し、別に定めるものとする。審査の公正性を担保するため委員会の構成については公表しないものとする。
- ④ 選定方法：一次審査通過者によるプレゼンテーション及びヒアリングとし、技術提案書等の内容を総合的に審査・評価し、本業務の受託候補者を選定する。
※なお、一次審査の点数・評価は二次審査に影響しない。
- ⑤ 提案テーマ：提案は、笠岡市新病院基本計画を踏まえ、以下の内容について、具体的かつ簡潔に記述すること。

【テーマ1】設計コンセプト、コスト等のリスク管理手法について

- ・設計コンセプトについての提案、笠岡市立市民病院の役割と将来性の理解度
 - ・取組体制、E C I方式の熟知による提案
 - ・スケジュール管理、コスト管理等のリスク管理手法等についての提案
- 【テーマ2】機能的かつ合理的な動線計画など患者及び職員にとって良好な療養及び職場環境の整備
- ・配置計画、平面計画についての提案
 - ・運営効率化及び既存棟利用に基づいた動線計画についての提案
 - ・執務環境、療養環境の工夫についての提案
- 【テーマ3】省エネルギー対策、ライフサイクルコストの削減及びDX等の考え方
- ・イニシャルコストとランニングコストのバランス（DX提案を含む）を考えた設備計画についての提案
 - ・ZEB Ready等エネルギー削減比率、ランニングコスト及びメンテナンス費用削減の提案
- 【テーマ4】災害対策について
- ・感染対策についての建築及び設備の提案
 - ・土砂災害、豪雨水害、その他（地震、火災等）のハザードに対する具体策の提案
- 【テーマ5】設計者による施工概算金額とその根拠
- ・設計提案に対する設計者による施工概算金額（意匠、構造、設備）とその明確な根拠の提示
- 【自由提案】機能を維持し、かつ事業費縮減が見込める簡易的な配置プランと建設コスト見込みの提案等、その他の自由提案

⑥ 審査基準：次の審査項目の評価点を基に行う。

審査項目	審査の視点	審査の基準	提出枚数	配点
テーマ1	設計コンセプト、コスト等のリスク管理手法について	各テーマに対して的確性、実現性、独創性が認められる提案内容となっているか。	A3 1枚	15点
テーマ2	機能的かつ合理的な動線計画など患者及び職員にとって良好な療養及び職場環境の整備		A3 1枚	20点
テーマ3	省エネルギー対策、ライフサイクルコストの削減及びDX等の考え方		A3 1枚	20点
テーマ4	災害対策について			10点
テーマ5	設計者による施工概算金額とその根拠			15点
自由提案	機能を維持し、かつ事業費縮減が見込める簡易的なプラン等	効率的プラン（全面新築等）や収益増が見込めるプランなどを併せて検討されているか。	A3 1枚	5点
	その他の自由提案			
プレゼンテーション及びヒアリング		業務内容、実施の背景について十分な理解の上、提案及び質疑内容が理論的で説得力のあるものとなっているか。		10点
設計業務見積金額		適正な価格であるか。		5点
合計				100点

⑦ 結果の通知：審査委員会終了後、二次審査対象者全員に文書等で通知するとともに、笠岡市ホームページと笠岡市立市民病院ホームページにて公表する。

14 委託契約

(1) 契約の締結

二次審査で最も高い評価を受けたものを受託候補者として選定し、本業務における契約交渉を行うものとする。ただし、受託候補者との契約が不調となった場合は、次点の者を新たな受託候補者として選定し、契約交渉を行う。

(2) 契約書の作成

契約には契約書の作成を要する。

15 留意事項

- (1) 審査の結果について異議申立てを行うことはできないものとする。
- (2) 書類の作成及び提出に係る費用やヒアリング等の参加に係る費用は、すべて応募者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却しない。なお、以下(4)及び(5)の場合を除き、参加者に無断で本プロポーザル以外の目的で提出書類は使用しない。
- (4) 提出書類の知的所有権は提出した者に帰属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製する場合がある。なお、提出された書類は、笠岡市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (5) 受託候補者の提案資料はホームページ等で公開する場合がある。
- (6) 提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の記載事項に不備があり、修正を依頼したときはこの限りではない。また、参加資格等の審査に必要と判断した場合に追加の書類の提出を求める場合がある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、その書類を無効とし、参加者を失格とする。
- (8) 提出書類に記載した総括責任者及び各主任技術者は、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。ただし、当該業務の総括責任者並びに各主任技術者を不適切と判断した時は、受託者と協議の上、担当者の変更を要請する場合がある。
- (9) 業務内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、委託者と協議の上、変更することができるものとする。
- (10) 本業務及び今後予定している新病院建設工事等において、地元経済への波及効果等を考慮し、市内に本店・支店・営業所等を有する企業の積極的な活用に配慮すること。
- (11) 受託者は設計、施工、工法、発注方法等について、あらゆる視点から検討し、設計提案すること。
- (12) 設計期間中に市民説明会を実施する場合がある。
- (13) 基本設計が完了した時点でプロポーザル方式により技術協力で参加する施工者の選定を行う。なお、実施設計において VE 提案に伴う設計修正とその積算業務については一部、施工者との共同作業となる。